

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	1 定期監査	市民活動支援センター 男女共同参画課 東部市民センター	修繕の完了確認が適切でなかったもの 修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものが見受けられた。	注意	予算執行事務手続要領を遵守し、事業完了に係る書類の確認を担当者2名以上で行うよう徹底します。 （市民活動支援センター） 契約業者から完了届を受領し、收受及び供覧しました。今後は、事業完了に係る書類の確認を担当者2名以上で行うよう徹底します。 （男女共同参画課） 完了通知が未提出であった契約について速やかに完了届を提出させました。今後は、事業完了に係る書類の確認を担当者2名以上で行うよう徹底します。 （東部市民センター）	措置済
2	1 定期監査	男女共同参画課	現金出納簿の整備が適切でなかったもの 現金出納簿について、出納状況を明らかにするうえで必要な項目（収納額・払込額等）が記載されていなかった。	注意	現金出納簿の記載方法を改め、必要な項目を記載するようにしました。今後も複数職員で記載を確認するなど、適切に事務処理が行われるよう徹底します。	措置済
3	1 定期監査	東部市民センター	備品の管理における事務手続きが適切でなかったもの 廃棄処分されていたカメラについて、不用決定の手続きがされていなかった。	注意	該当の備品につき物品不用決定調書を作成し管財契約課に報告しました。今後は、備品の出納事務について物品事務要領を確認し、適正に手続きを行うよう職員に周知徹底しました。	措置済